

ご安心ください

マイナ保険証がなくても 保険診療を受けられます

- 保険証は令和6年12月2日で新規発行を終了しています。
- **社会保険**の保険証は、有効期限の範囲内で、最長**令和7年12月1日**まで使用できます。
- 松山市**国民健康保険**や愛媛県**後期高齢者医療保険**の資格確認書は、**令和8年7月31日**まで使用できます。

マイナ 保険証	あてはまるものをご確認ください	医療機関を受診する方法
あり	■マイナンバーカードを取得していて、 保険証利用登録をした(※1)	マイナ保険証を使って受診します。 ※機器トラブル等の時には資格情報のお知らせ(※2)と、 マイナンバーカードを使って受診することができます。
なし	◆マイナンバーカードを取得していない ◆カードは取得したが保険証利用登録 をしていない ◆保険証利用登録を解除した(※3) ◆電子証明書やカードの更新を忘れた (※4) ◆カードを返納した	資格確認書 を使って受診します。 ※保険証の有効期限前に、自動的に、 保険証の発行元(保険者)から保険 証の代わりになる「資格確認書」が届 きます。

※1：カードの取得や保険証利用登録は任意です。

※2：マイナ保険証をお持ちの方が、自分の保険資格を簡易に把握できるように、保険者から届くものです。マイナンバーカードと併せて携帯してください。

※3：保険証利用登録の解除申請は、保険者が受け付けています。

※4：電子証明書やカードの更新を忘れた方も有効期限から3か月間はマイナ保険証が使えます。なお、有効期限経過後3か月以内に、保険者から「資格確認書」が届きます。



松山市

マイナンバーカードについて	市民課	マイナンバーカード担当	☎(089)948-6569
国民健康保険について	健康保険課	国保資格担当	☎(089)948-6363
後期高齢者医療について	健康保険課	後期高齢者医療担当	☎(089)948-6370